主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由第一点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決(その引用する第一審判決を含む。 以下同じ。)挙示の証拠関係とその説示に照らし、正当として是認することができ、 その過程に所論の違法はない。所論中違憲をいう点は、原判決に所論の違法がある ことを前提とするものであつて、失当である。論旨は、採用することができない。 同第二点について。

控訴審たる原審が上告人A 1、同A 2 に対し訴訟引受を命じたことが憲法三二条 に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二二年(れ)第一八八号同年七月七日 大法廷判決・刑集二巻八号八〇一頁、昭和二七年(オ)第九七二号、第一〇四一号 同二八年九月一一日第二小法廷判決・民集七巻九号九一八頁参照)の趣旨に照らし 明らかであつて、原審のこの点に関する判断は正当である。論旨は、採用すること ができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

_	武	野		天	裁判長裁判官
勝	吉	本		坂	裁判官
<b>太</b> 隹	清	П	里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官